

## 第3章

# 「ふくしま生物多様性推進計画」改定の経緯・背景

### 1 生物多様性をめぐる世界や国の動向

#### ■生物多様性条約採択とCOP10開催

私たち人間は、たくさんの生きものたちに支えられている一方で、たくさんの生きものたちを危機的状況に陥らせ、その状態が今も続いています。

このため、平成4年（1992年）、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして「生物多様性条約」が採択されました。

そして、平成22年（2010年）10月には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、2020（令和2）年までに目指す短期目標と愛知目標（20の個別目標）を示した「戦略計画 2011-2020」が採択されました。

#### ■愛知目標の評価と課題

生物多様性とその恵みの現状を地球規模で評価した、重要な報告書が2つ公表されています。それが、令和元年（2019年）に生物多様性及び生態系サービス（IPBES）から発表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」と、令和2年（2020年）に生物多様性条約事務局から発表された「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」です。どちらの報告書からいえることは、生物多様性とその恵みを保全するための取組が世界各地で進められているにもかかわらず、生物多様性は未だ低下の一途をたどっているということです。GB05では、愛知目標の20の目標のうち、6つの目標は「部分的に達成」と評価されたものの、完全に達成できた項目は一つもないという厳しい結果が報告されています。どちらの報告書においても、現状のまま・今までどおりのシナリオのままでは、生物多様性とそれがもたらすサービスは低下し続け、持続可能な社会の実現は達成できないと予測されています。

#### ■昆明・モンテリオール生物多様性枠組

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部が開催され、「生物多様性戦略計画 2011-2020 と愛知目標」の後継となる「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを目指し、4つのゴール（状態目標）と23のターゲット（行動目標）が決められました。2030年までに、陸域・内陸水域と沿岸域・海域の少なくとも30%が効果的に保全・管理されること（30by30：目標3）や、劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生が行われること（目標2）などを含む、生物多様性の保全・持続可能な利用・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正衡平な配分（ABS）に関する目標が定められました。

## ■生物多様性国家戦略

日本では、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するために生物多様性基本法が平成20（2008）年に施行されました。この法律に基づいて、国は生物多様性国家戦略を策定しています。

### <生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要>

○2050年ビジョン「自然と共生する社会」

○2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ※（自然再興）の実現

○5つの基本戦略と行動目標

<b>①生態系の健全性の回復</b>
30by30 目標の達成、自然再生、汚染・外来種対策、希少種保全等
<b>②自然を活用した社会課題の解決（NbS）</b>
自然活用地域づくり、鳥獣との軋轢緩和、再生可能エネルギーにおける配慮等
<b>③ネイチャーポジティブ経済の実現</b>
企業による情報開示等の促進、技術・サービス支援、有機農業の推進等
<b>④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動</b>
環境教育の推進、ふれあい機会の増加、行動変容、食品ロス半減等
<b>⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進</b>
基礎調査、データツールの提供、計画策定支援、国際協力等

#### ※ネイチャーポジティブについて

ネイチャーポジティブとは「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と生物多様性国家戦略で定義されています。

昆明・モントリオール生物多様性枠組においても、自然と共生する世界の実現に向けて、「必要な実施可能な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という、いわゆるネイチャーポジティブが掲げられています。



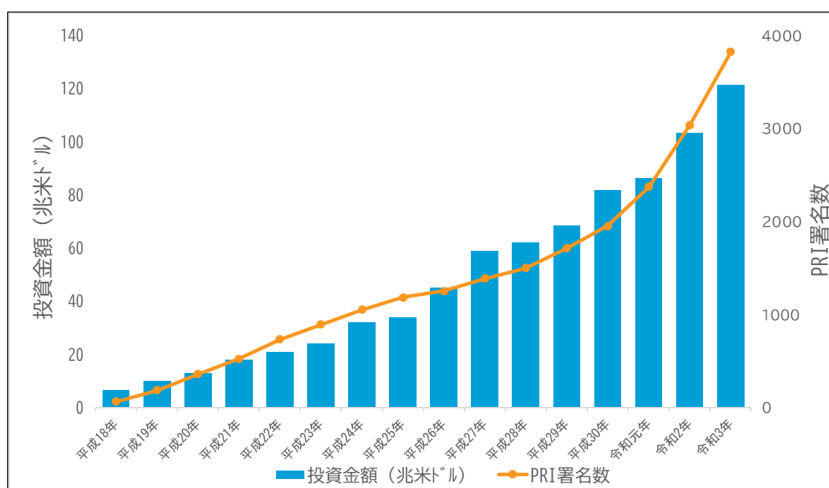
## ESG 投資について

近年、企業経営の持続可能性を考慮することで投資リスクを軽減する ESG 投資が広がっています。生物多様性国家戦略においても、ネイチャーポジティブ経済の実現に向け、ESG 投資を推進しています。

ESG 投資とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) という非財務情報を考慮して行う投資を指します。

例えば、諸外国においては、地球温暖化の原因となる CO<sub>2</sub> を大量に排出する石炭火力発電所の建設が中止となる事例なども出ているほか、生物多様性に与える影響を評価して投資する動きも始まっています。

下図のとおり、ESG 投資に賛同する投資家は年々増加しており、日本においてもこの流れが進んでいます。今後、自然環境に配慮又は貢献する取組がより一層評価される時代に変化していきます。



責任投資原則 (PRI9) に基づく ESG 投資の成長

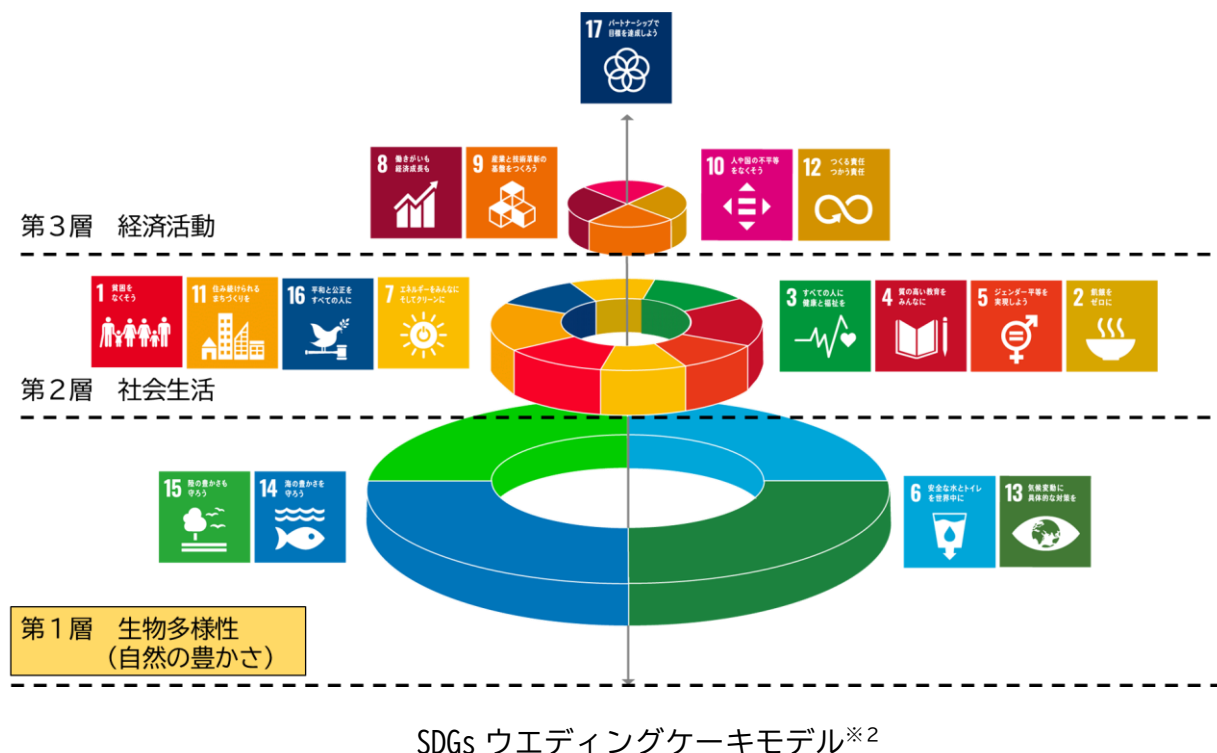
(出典: PRI ウェブサイト)

## 2 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年までの国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として、先進国、発展途上国を問わず全ての国が取り組む普遍性が特徴です。

IPBESは、SDGsの17の目標のうち、現在の生物多様性の劣化が、飢餓や健康、気候変動など他の多くの分野における目標達成を妨げていると指摘しています※1。「SDGs ウエディングケーキモデル」は、SDGsの概念を表す構造モデルで、自然の豊かさを示す生物多様性が、人々の生活や経済活動を下支えしていることを端的に示しています。

このように、生物多様性は私たちの生活に深く関係することから、経済や社会生活の課題を解決するにも、基盤となる生物多様性の課題をあわせて様々な課題をともに解決していく視点が重要です。



※1 IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約（2020年3月 環境省）

※2 スウェーデンにあるレジリエンス研究所の所長ヨハン・ロックストローム博士が考案した“SDGsの概念”を表す構造モデル。SDGsの17目標はそれぞれ大きく3つの階層から成り、それらが密接に関わっていることを、ウェディングケーキの形になぞらえて表している。

### 3 福島県の動向と計画策定の経緯

#### ■レッドデータブック・レッドリストの策定・改訂、条例の制定

本県では、県内の希少な野生動植物の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度などについての評価を行い、平成14年（2002年）～15年（2003年）に「レッドデータブックふくしま」を刊行しました。掲載種は1,024種（植物、昆虫類、鳥類、淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）にのぼり、野生動植物に必要な保護施策を進めるうえで、基礎的な資料となっています。

さらに、「レッドデータブックふくしま」の成果をもとに、県内の希少な野生動植物を保護し、生物多様性が保持された豊かな自然環境を保全することを目的として、平成16年（2004年）に「福島県野生動植物の保護に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。この条例に基づき、特に保護を図る必要があるものを「特定希少野生動植物」として指定し、採取等の規制を行っています。

また、レッドデータブック策定後は、絶滅のおそれのある種をリスト化した「ふくしまレッドリスト」を作成し、経済・社会活動の急激な拡大や東日本大震災の影響などを反映するため、平成25年度から平成28年度にかけて見直し調査を実施し、改訂を行いました。その後、平成29年～令和3年度の間には新たな分類群の追加（冬虫夏草、淡水性二枚貝類）やカテゴリーの変更など、毎年改訂を行っています。

#### ■生物多様性推進計画の策定

「生物多様性基本法」において、地方自治体が「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」を策定することが努力義務として規定されたことを受け、「生物多様性国家戦略2010」やCOP10における「愛知目標」を踏まえて、平成23年3月に策定しました。

#### ■東日本大震災の発生と改定について

東日本大震災は、多くの人命や財産を奪い、県土の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えました。また、放射性物質の影響や帰還困難区域等における人の活動の低下による影響が懸念されました。これらのことから、平成25年度に、東日本大震災の状況を踏まえた内容で改定することにしました。

## 4 前計画（平成23年度～令和4年度）における行動計画の点検結果について

### ■点検結果概要

前計画の指標目標値に対して60%以上達成となった項目が全体26個のうち15個（全体の約7割）でした。なお、各項目の指標目標値の達成状況については、関連資料（P144）のとおりです。

### ■主な取組結果

#### 1 生物多様性の保全

##### ○ 自然環境保全地域や自然公園等の重要保全地域等について

各種法令、条例に基づき適切な規制、指導を行いました。また、「ふくしまグリーン復興構想」を環境省と共同で策定し、自然公園の利活用を促進しました。今後は、これまでの取組をさらに推進していくとともに、自然環境保全地域や自然公園等の重要保全地域について、現況調査を行い、それを踏まえた保全活動を計画的に進めていくことが必要です。

##### ○ 県内に生息する希少生物をまとめた「ふくしまレッドリスト」について

「野生動植物保護アドバイザー」等の情報提供をもとに、絶滅危惧種等をまとめた「ふくしまレッドリスト」の見直しを毎年行うとともに、リストを活用して開発行為者が環境配慮に取り組む仕組みを定着させることができました。今後は環境配慮に取り組む主体をさらに広げること、絶滅のおそれが特に高いものに対して積極的な保全対策を行うことなど、リストを活用して絶滅のおそれを実質的に減らす取組を行うことが課題となります。

##### ○ 外来種対策について

特定外来生物について県民に啓発するとともに、アライグマやアメリカミンクの駆除に取り組む市町村を支援する等、外来種対策を推進しました。引き続き、多くの外来種の県内への侵入がみられていることから、外来種の生息状況や被害状況の把握を行うとともに、優先順位をつけながら対策に取り組むことが必要になります。

##### ○ 地球温暖化対策について

再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組んできました。令和3年2月には「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指していることから、引き続き、再生可能エネルギーの導入を図るとともに、自然環境保全との両立を図ることが必要になります。

##### ○ ニホンジカによる植生被害等の防止について

「ニホンジカ管理計画」に基づき捕獲や被害防除対策に取り組んできました。依然としてニホンジカの生息域は拡大傾向にあることから、さらなる捕獲体制の強化や防除対策が必要になっています。

## 2 生物多様性の恵みの持続的な利用

### ○ 環境に配慮した農業について

エコファーマー等、環境に配慮した農家の育成等を進めてきました。環境に配慮した農業の推進に向けて、環境に配慮した農作物等の高付加価値化など導入促進の仕組みづくりや生産基盤整備にあたり学識経験者の意見を取り入れ、工事後にその配慮工法の効果を検証することが重要です。

### ○ 森林整備による生物多様性機能について

森林の機能区分や利用形態に応じて、多様な森林整備が図られるよう取り組んできました。今後も、地域の植生等を考慮しながら、広葉樹林化など多様な森林資源へ誘導する必要があります。

## 3 生物多様性を支える仕組みづくり

### ○ 生物多様性の普及、理解促進

様々な手法により生物多様性の啓発に努めてきましたが、県民一人ひとりの行動変容につなげるためには、より一層の理解促進が課題です。そのために県は、具体的で分かりやすい広報活動を推進していく必要があります。

### ○ 生物多様性を推進する体制づくり

県全体で生物多様性を推進していくために、行政のみならず企業や保全団体等、多様な担い手による取組促進に向けた仕組みづくりが必要です。